

届出人 氏名

住所

串間市低所得世帯支援金支給口座変更等届出書

令和6年1月15日付通知のあった串間市低所得世帯支援金の支給について、下記のとおり

(変更 ・ 辞退) したいので、以下の内容を確認して届出します。

支給方法 口座振込
支給日 届出書を受理した日から2～4週間後
支給口座 下欄に記載
支給額 70,000円

<受給の辞退について>

・本支援金を受給しない場合は、以下のチェック欄(□)にレを記入してください。

【 □ 私の世帯は給付金を受給しません。】

■世帯主(届出人)の方が確認・記入してください。

【確認欄】(以下の項目を確認し、該当することを確認した上でチェック欄(□)にレを記入してください。)

- ☐ ①世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
☐ ②世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
☐ ③本支援金と同趣旨の給付金等を受けた世帯であったものを含む世帯ではありません。

・①から③全てにチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合は、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。)

・確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

上記記入内容に相違ありません。

届出人氏名		確認日	令和 年 月 日	日中に連絡可能な 電話番号	
-------	--	-----	----------	------------------	--

通知に記載されている口座を既に解約している、他の口座などの理由で異なる口座への振込を希望する場合には、以下のチェック欄(□)にレを記入してください。

通知書記載の口座に代えて

- ①
- ☐
- 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。裏面QRコードから登録できます。

- ②
- ☐
- 下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の両方を必ず添付してください。

うちち銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

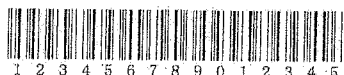
金融機関コード	支店コード	分類	口座番号(右詰めでご記入ください。)
		1. 普通 2. 当座	
金融機関名	支店名	口座名義人	上段(フリガナ) ※必ずご記入ください。 下段 名義人漢字
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本店 支店 本所 支所 出張所		

※ 公金受取口座の登録の有無、口座番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。口座番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。代理人が手続きを行う場合は、裏面の記入欄にご記入ください。

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、給付金担当までお問い合わせください。

(市区町村使用欄)

受付No.

市区町村
受付印裏面に
続きます

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			届出人氏名 (世帯主)	署名

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

表面上部の「支給口座」に記載の口座以外の口座で表面下部の【受取口座記入欄】に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※表面下部の【受取口座記入欄】に口座を記入した場合のみ必要となり、それ以外は不要

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人および代理人の本人確認書類を添付

表面上部の「支給口座」に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合

又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出してください。

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。

「公金受取口座」の概要および登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。
今後の各種の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要
になります。